

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所の指定の 全部の効力の停止

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第4第1項の規定に基づき、次のとおり、指定障害児通所支援事業所の指定の全部の効力を停止します。

1 事業者の名称及び所在地

合同会社HS 代表社員 くろさわ ひろあき 黒沢 洋明

広瀬町一丁目26番地17

2 対象事業所

事業所の名称	キッズガーデンろっく
事業所の所在地	六供町754番地1
サービスの種類及び指定年月日	放課後等デイサービス（平成31年4月1日）
処分内容	指定の全部の効力の停止

3 処分年月日

令和3年3月22日（月）

4 許可及び指定の効力を停止する期間

令和3年3月29日（月）から令和3年6月28日（月）まで（3か月間）

※詳細は別紙資料のとおり

本件に関するお問い合わせ先

障害福祉課 障害政策係

電話 直通 / 027-220-5713